山梨県営塩川発電所の売電に係る公募型プロポーザル実施要領

１　趣　旨

この要領は、山梨県企業局（以下「企業局」という。）の山梨県営塩川発電所（非ＦＩＴ水力）の売電先を決定するために実施するプロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

２　概　要

（１）件　名

山梨県営塩川発電所の売電

（２）内　容

別紙「山梨県営塩川発電所の売電に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）売電期間

令和９年４月１日０時から令和１１年３月３１日２４時までとする。（２年間）

３　売電候補者の選定

山梨県営塩川発電所で発電した電気の売電について、買取単価と企画提案内容を含めた候補者の選定を公募型プロポーザル方式により行う。

提案内容等について審査のうえ、最も優れると認められる者を電力受給契約の候補者とする。

４　プロポーザルに関する手続き

（１）プロポーザル参加の条件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に揚げる条件を参加申込み時点で全て満たすものとする。

複数の構成員（構成員は最大３社までとする。）による共同企業グループ（以下「グループ」という。）も参加可能とするが、この場合、あらかじめグループの代表者を定めることとし、イの要件についてはグループの代表者が満たし、その他の要件についてはグループの全構成員が満たすものとする。なお、グループの参加者は、グループ以外で本公募に参加することはできない。

また、代表者は、本公募に関するグループの取り纏めや手続等を担当するものとする。なお、契約締結後は、グループの構成員は共同連帯して契約内容を履行し、代表者は、山梨県企業局との各種手続を代表して行うものとする。

ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条の２の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売り電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であること

イ 令和７年度において、小売電気事業者として、電気の販売実績が仕様書４（３）に示す令和９年度及び令和１０年度の平均予定売電電力量以上あり、かつ山梨県内における電気の販売実績があること

ウ これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第 34 条第４項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと

エ 地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること

オ 「山梨県物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止に該当しないと認められる者

カ 山梨県暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者を有する法人でないこと

キ 直近の事業年度の消費税及び地方消費税並びに山梨県に事務所又は事業所（２以上の事務所又は事業所がある法人の場合には、主たる事務所又は事業所）を有する法人（以下「県内業者」という。）にあっては県税、山梨県に事務所又は事業所を有しない法人（以下「県外業者」という。）にあっては法人税について未納がない者であること

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと

ケ 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること

（グループ提案の際に満たすべき参加要件）

要件	代表事業者	その他グループ構成員
上記イ 電気の販売実績	○	―
それ以外の要件	○	○

（２）失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア　この要領に定めた参加条件が備わっていない場合

イ　提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ　プレゼンテーションに参加しなかった場合

エ　買取単価が企業局が設定した最低価格（非公表）を下回る提案である場合

オ　別表１評価基準「２．県の施策推進に寄与する取組の提案　」において、提案がなかった場合

カ　その他不正な行為が認められた場合

（３）参加申込書の提出

ア　提出期限　　令和８年１１月３０日（月）午後４時（必着）

イ　提出方法　　郵送（書留）、持参（平日午前９時から午後５時まで。ただし期限最終日においては午後４時まで）のいずれかによること

ウ　提出先　　山梨県企業局電気課（下記９参照）

エ　提出書類　　ａ．参加申込書（様式１）

＜以下様式１参加申込書に記載する添付書類＞

※グループの場合は、それぞれ全構成員分の資料を提出すること。

ｂ．誓約書（様式２）

ｃ．登記簿謄本（３ヶ月以内に発行されたもの）（写しも可）

ｄ．印鑑証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）（写しも可）

ｅ．前事業年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

ｆ．小売電気事業者の登録を証するもの

ｇ．令和７年度の電気の販売実績を証するもの（合計及び山梨県内販売実績）

ｈ．納税証明書（国税、県税）

（「税の未納はない」旨記載してあるもの）

（申請日前３か月以内に発行されたものに限る。）

（写しも可）

【県内業者】

・山梨県の県税納税証明書
・消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書「その３の３」）

【県外業者】
・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書「その３の３」）

オ　提出部数　　１部

カ　通知　　参加資格の有無を令和８年１２月　４日（金）までに通知する

（４）質問の受付及び回答

本契約及びプロポーザルに関する質問の受付及び回答については以下の手順による。

ア　受付期限　　令和８年１１月２４日（火）午後４時まで

イ　質問様式　　質問書（様式３）

ウ　提 出 先　　原則として電子メールにより、下記９まで提出すること

エ　回答予定　　令和８年１１月２７日（金）午後５時まで

オ　回答方法　　原則として電子メールにより、質問者に随時回答するとともに、県ホームページに掲載する

（５）参加の辞退

ア　参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は参加辞退届（様式４）を提出すること。

イ　提出期限　　令和８年１２月１１日（金）午前４時

（６）企画提案書の提出

参加申込者は、以下により企画提案書を提出すること。

ア　提出期間　　令和８年１２月１４日（月）午前９時から
令和８年１２月２５日（金）午後４時必着

イ　提出方法　　郵便（書留）、持参のいずれかによること
平日午前９時から午後５時まで（最終日にあっては午後４時）の間とし、
午後０時から１時の間は除く

ウ　提出先　　山梨県企業局電気課（下記９参照）

エ　提出書類　　企画提案書及び附表（様式５）

オ　提出部数　　６部（正本１部、写本５部）

カ　特記事項　　企画提案書の内容は非公表とする

（７）プレゼンテーションの実施

ア　日　　時　　令和９年１月１３日（水）午前１０時（予定）
【予備日：令和９年１月１４日（木）午前１０時】

イ　場　　所　　企業局大会議室（甲府市丸の内１丁目６－１北別館５階）

ウ　時　　間　　１事業者あたり 20 分程度

エ　評価基準　　別表１「山梨県営塩川発電所の売電に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点」のとおり

オ　内　　容　　プレゼンテーションは提案書に基づき行うこと。なお、プロジェクター、スクリーンは、企業局が用意する。

カ　特記事項　　参加者が多数の場合は、評価基準に従い企画提案書の事前審査（書類選考）を行い、令和９年１月６日（水）までに、プレゼンテーションの参加の可否について通知する。

（８）その他

プロポーザル参加に係る諸費用は参加者の負担とする。

５　売電先候補者の公表及び通知

ア　日　　時　　令和９年１月下旬　予定

イ　特記事項　　提出された書類及びプレゼンテーションにより、「山梨県営塩川発電所の売電に係る契約候補者選定審査会」が評価基準に基づいて審査を行い、審査項目の合計点が最高点となった者を候補者として選定する。

候補者に選定された者に対しては、その旨を「見積業者選定通知書」により通知する。

６　非選定者に対する通知

候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨及び選定されなかった理由を「見積業者非選定通知書」により通知する。

上記「見積業者非選定通知書」を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面（任意様式）により、山梨県公営企業管理者あて非該当理由について説明を求めることができる。

非選定理由についての説明請求があった場合、山梨県公営企業管理者は、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により回答する。

７　契約の締結

（１）契約書

電力受給契約書（案）に基づき、山梨県と候補者が詳細について協議のうえ締結する。

（２）契約保証金

売電候補者が、電力受給契約を締結する場合には、山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号。以下「規則」という。）第１０９条に基づき、契約金額の１００分の１０以上の額の契約保証金を契約と同時に納付する必要がある。

ただし、規則第１０９条の２の規定に該当する者は、これを免除する。

８　　日程（予定）

（１）	県ホームページでの公募開始	令和８年１１月１１日（水）	
（２）	入札参加申込書提出期限	令和８年１１月３０日（月）	午後４時まで
（３）	参加資格確認通知	令和８年１２月　４日（金）	
（４）	質問受付期限	令和８年１１月２４日（火）	午後４時まで
（５）	質問回答期限	令和８年１１月２７日（金）	午後５時まで
（６）	参加辞退期限	令和８年１２月１１日（金）	午後４時まで
（７）	企画提案書提出期間	令和８年１２月１４日（月）	午前９時から
		令和８年１２月２５日（金）	午後４時まで
（８）	書面審査※	令和９年　１月　６日（水）	予定
（９）	プレゼンテーション（審査会）	令和９年　１月１３日（水）	予定
(10)	契約候補先の公表	令和９年　１月下旬	予定

※書面審査は、公募型プロポーザル参加申込者が多数の場合に実施する。

９　　提案書等の提出先、問い合わせ先

〒400-8501
山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号
山梨県企業局電気課
（課長）土橋　一満　（担当）小林　裕也、内田　峰雅
電話　055-223-5389（直通）
ＦＡＸ055-223-5393
E-mail　kg-denki@pref.yamanashi.lg.jp

別表１

山梨県営塩川発電所の売電に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点

項目	評価事項	評価の視点	配点
１．買取単価	○ 買取単価（円／kWh）の高さ ※当局が設定する最低単価（非公表）を下回る場合は失格とする。	・５０点×（各応募者の買取単価）÷ （全応募者中の最高買取単価） ※買取単価が最も高いものを５０点とする。 ※評価点は、小数点第２位を四捨五入する。	５０
２．県の施策推進に寄与する取組の提案	○ 教育関係事業に関する取組 ○ 子育て支援に関する取組 ○ 地球温暖化対策または環境保全事業に関する取組など 【提案例】 ・各関連事業課等への寄附または還元 ・子育て応援電力割引料金プラン ・CO2フリー電力料金プラン　など	・企業局電力の地産地消及び価値を高める提案となっているか ・収益の一部を県内に還元する仕組みなど、県内経済の循環に資する取組であるか ・提案内容が効果的であるか ・提案内容に具体性、実現性があるか	３０
３．地域との関係性	○ 地域に根ざした事業者であるか	・山梨県内に本店（支店）、営業所があるか ・山梨県内への販売電力実績の割合が他エリアより多いか	１０
４．経営の安定性	○ 事業遂行の確実性 ○ 経営状況における健全性	・財務諸表における経営状況、健全性、資金の状況 ・小売電気事業者としての販売実績	１０
合　計			１００